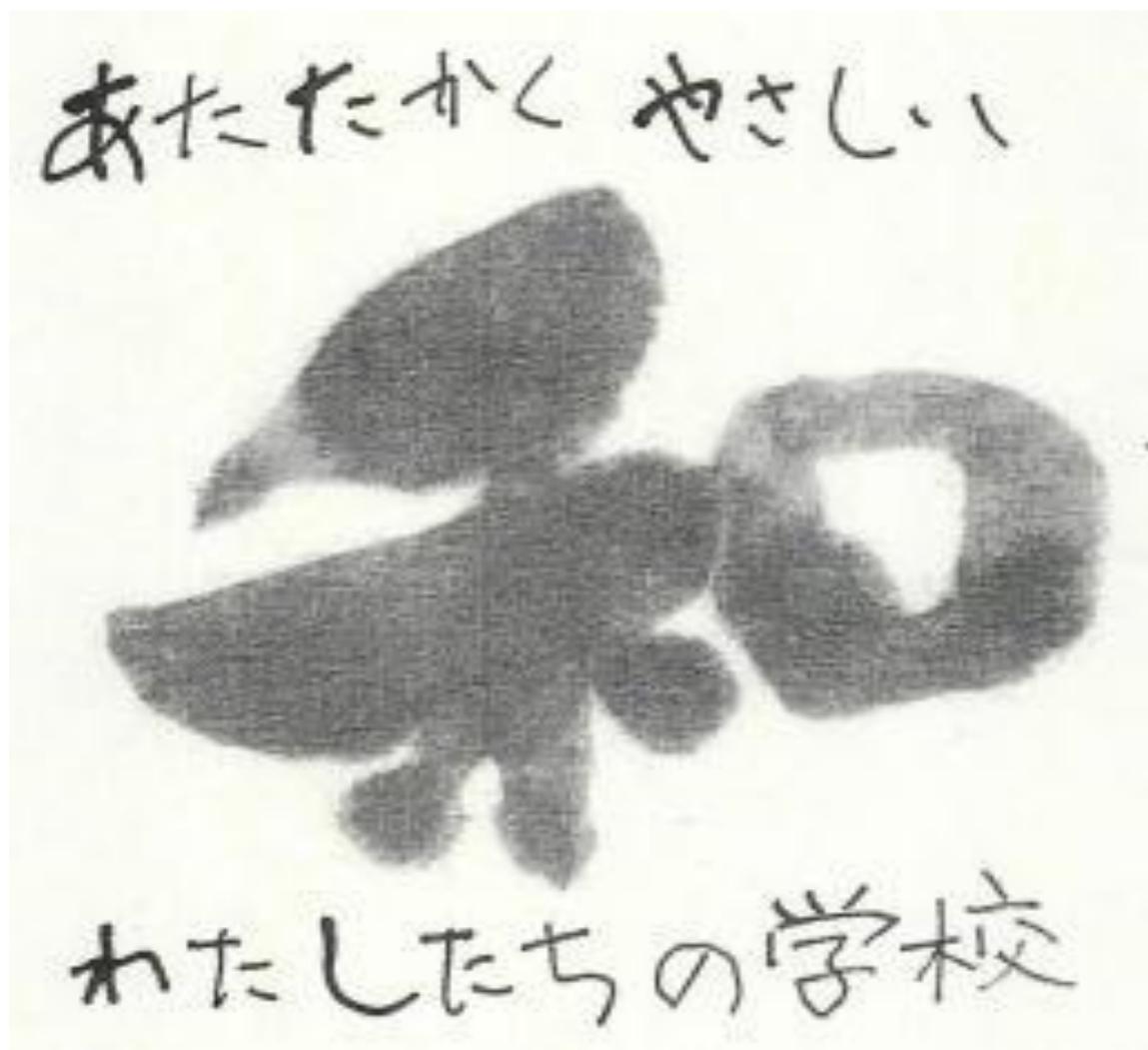


学校いじめ防止基本方針

いじめ解消に向けて



長浜市立神照小学校
令和5年4月一部改訂

目 次

- I いじめとは・・・ いじめの定義
- II いじめに関する基本的認識と取組のポイント
- III いじめの未然防止に向けて
 - 〈1〉 いじめを許さない学校・学級づくり
 - 〈2〉 いじめの未然防止に向けた手だて
- IV いじめの早期発見に向けて
 - 〈1〉 いじめを発見する手だて
 - 〈2〉 いじめを訴えることの意義と手段
- V いじめの発見から解決まで
 - 〈1〉 発見から指導、組織対応の展開
 - 〈2〉 保護者との連携
- VI いじめ問題へ組織的な対応について
 - 〈1〉 組織対応の基本的な考え方
 - 〈2〉 いじめ対策委員会の会議
 - *いじめ防止に関わる年間計画

I いじめとは・・・いじめの定義

・基本的理念

長浜市立神照小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

・いじめの定義（第2条）

「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・いじめの防止等の対策に関する基本理念（第3条）

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめに関する基本的認識と取組のポイント

いじめの防止等は、**全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題**である。

いじめをなくすため、まずは**日頃から個に応じたわかりやすい授業**を行うとともに、**深い児童理解**に立ち、**生徒指導の充実**を図り、児童が楽しく学びつつ、**生き生きとした学校生活**を送れるようにしていくことが重要と考える。

また、対応については、**早期発見・早期対応**を旨とした対応の充実を図る必要があり、**関係機関と連携**を図りつつ、問題を抱える**児童一人ひとり**に応じた**指導・支援**を積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえつつ、いじめ問題への対応については、次のような基本的認識に基づき、**ポイント**を押さえつつ、推進していくものである。

いじめについての大原則

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学級にも起こり得る

Ⅲ いじめの未然防止に向けて

〈1〉 いじめを許さない学校・学級づくり

○「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。

- ・「いじめは許されない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ同様に許されない」ことを毅然として指導する。
- ・いじめを大人に伝えることは正しい行為であるとの認識をもたせる。

○いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。

- ・子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。
- ・いじめられている児童やいじめを告げたりすることによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すという意志を言葉と態度で示す。
- ・いじめで悩んでいる際、必ず友人・教師・家族に相談するよう、また、まして自傷したり、命を粗末にする行為をとったりするなど絶対にあってはならないことをメッセージとして伝え続ける。

○いじめ問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

- ・個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
- ・様々な教育の場面で、命の尊厳、生きることの素晴らしさ・喜びなどについて子どもたちが実感できるように指導する。

○いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

- ・家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保の重要性を繰り返し訴える。

○家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

- ・いじめへの対処方針等情報を日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。
- ・いじめに関する学校に寄せられた情報に対し、誠意を持って対応する。
- ・いじめ問題に関し学校・保護者・地域代表との意見交換の機会を設ける。
- ・家庭、地域に子どもたちのSOSをキャッチするべく協力依頼をする。

めざす学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

〈2〉 いじめの未然防止に向けた手だて

○学級経営の充実を図る

- ・学級のルールや規範を定め、規律ある学級経営ができるようにする。児童が守れるように継続的で毅然とした指導を行うことが重要である。
- ・温かい言葉遣いができる集団を育てる。(人権侵害に当たる言葉遣いには指導を入れる)・定期的に行ういじめ(生活)アンケート調査や担任が中心となって行う教育相談でいじめの訴えを察知したり、朝の健康観察で欠席、遅刻、早退や体調不良の様子から実態把握を行ったりして、いじめの兆候を見逃さない。
- ・学級担任として定期的に自らの学級経営を見つめ直す機会を持ち、改善を図っていく。
- ・学級での人間関係を冷静に観察し、学級でいじめがないかどうかを見極めていく。
- ・学年会で気になる児童の様子について意見交流等をし、多くの目で児童を観察し、学級、学年経営

へ生かしていく。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己存在感」や「自己有用感」のある授業づくりを進める。
- ・「わかる授業づくり」を進めて、全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫をする。
- ・児童の取組を通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係が深まるような実践や工夫を行う。
- ・始業・終業の時間の徹底や、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導などを行い、ルールを徹底する。
- ・教師が、互いの授業について気軽に参観しあう機会を設け、気がついたことを助言しあい、児童観察に努める。

○道徳授業の充実

- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない授業を工夫する。

○特別活動・児童会活動の工夫

- ・学級活動などで取り組む学級・学年での「いじめ防止」の活動や振り返り、児童会の企画・発案による「いじめ防止」のキャンペーンなどを実践し、いじめ防止に関する意識を高める。

○情報・モラル教育の充実

- ・パソコンや携帯電話等を使ったライン・ツイッター・インスタグラム等による問題が急増している。児童の実態を把握し、道徳や学級活動などで情報モラル教育に取り組む。

○特別支援を必要とする児童へのいじめを防ぐ

- ・特別支援を必要とする児童に対する冷やかしからかい等のいじめ行為の発生を防止するため、職員研修を進め、教職員間で特別支援の理解や共通認識を行うとともに、特別支援学級担任を中心に理解教育を進め、本人への配慮を工夫していく。

IV いじめの早期発見に向けて

〈1〉いじめを発見する手だて

①教師と児童との日常の交流を通しての発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の機会に、気になる様子に目を配る。子ども同士の何気ない会話にもアンテナを高くして察知する。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教師から声をかける。
- ・日記や振り返りなどの生活の記録を通して、気になる記述がないかどうか気を配る。

②複数の教師の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して、子どもたちに関わり、発見の機会を多くする。
- ・養護教諭にいじめの悩みを打ち明けるケースも高いと考えられるので、教務部や担任を中心として連携を密にする。
- ・休み時間に、教室や廊下、校舎外での児童間の様子を多くの教師が目配り観察する。

③教職員間の情報交換

- ・遊びやふざけなどのように見えても、いじめの疑いがある場合には、5 W I H (いつ、どこで、誰と、誰が、何を、どのように)を職員間で共有できるように記録を残す。
- ・気になる事象を発見したら、自分だけで解決しようと思わず、まずは担任や学年主任、そして生徒指導主任、管理職などへの報告を行う。
- ・学級内の人間関係を、学級に入っている他の教師で観察し、感じたことが出てきたときは、担任に積極的に伝えていく。

④教育相談を通じた実態把握

- ・学校をあげて、定期的に教育相談強化週間を実施するとともに、いつでも児童からの相談を受け入れられる体制があることを伝える。
- ・聞くことを中心に教師が話し過ぎない。たくさん話ができる雰囲気づくりをする。
- ・話しやすければ担任以外の教師との教育相談を実施してもよい。
- ・内容次第では、スクールカウンセラー(S C)スクールソーシャルワーカー(S S W)などの専門的な助言を得る。

〈2〉いじめを訴えることの意義と手段

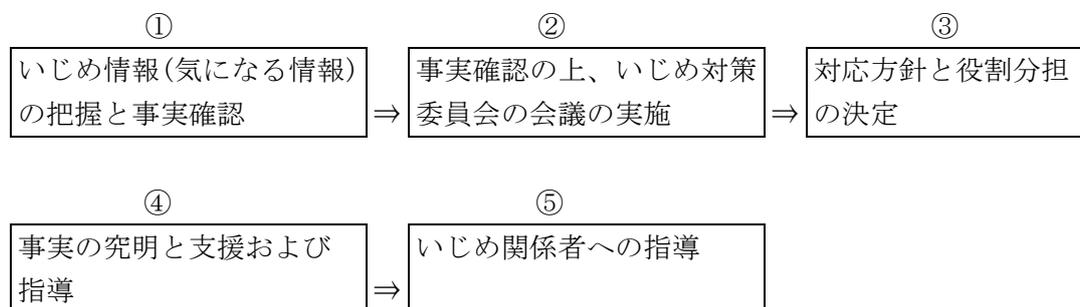
①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる」ことを指導し、徹底させる。

②学校における「いじめ相談」について児童や保護者、地域に伝え、保護者や地域からの協力を依頼する。

- ・担任はもとより、養護教諭のほか、話しやすい教師に伝えてよいことを知らせる。
- ・カウンセラー等への相談申し込みの仕方を保護者に伝える。
- ・地域の会議などで、いじめの兆候や現場を見つけたら学校への連絡をしていただくようお願いする。

V いじめの発見から解決まで

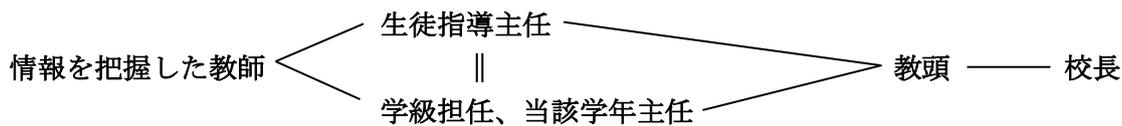
〈1〉発見から指導、組織対応の展開



①いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

〈情報の把握〉

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・生活の記録や、提出プリントから気になる言葉を発見
- ・児童・保護者からの訴え
- ・教師からの情報



〈事実確認〉

- ・ 事実の有無や内容の真偽について当該児童・関係児童から事情を聴く
- ・ 生徒指導主任や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で行う。
- 〈 担任や当該学年主任、生徒指導主任を中心に事情を聴く 〉

②いじめ対策委員会の編成

☆事実確認と並行して、いじめ対策委員会の会議を開き、いじめ事案かどうかを判断する。

いじめ対策委員会

学級担任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、主幹教諭、生徒指導主任、教頭、校長、SC

☆学級の中や他学年との間で発生したり、他校生との間で発生したりするなど多岐にわたるケースが考えられる。基本的には上記のメンバーであるが、事案により柔軟にメンバーを編成する。必要に応じてSSW、外部専門家の参加を得る。

③対応方針と役割分担の決定

☆情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の様子

☆対応方針

- ・ 事情聴取は2名体制が望ましいが、児童の希望や事情も考慮する。
- ・ 緊急度の確認「自殺のおそれがある」「自傷行為が見られる」「不登校に陥る」「脅迫されている」「暴行を受けている」などの危険度を確認する。緊急度が高い上に、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず指導改善も見られなく、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合は、学校設置者とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。

☆役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援および指導方法

- ・ いじめの状況、きっかけをじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいた者、いじめを行った者の順に行う。また、事実の究明を大切にし支援や指導に力点を置いた対応を心がける。
- ・ いじめを受けている児童や、周囲にいた児童から話を聞くときは、周りの目につかないように配慮する。
- ・ 関係者が複数いる場合は、個々に事情聴取を行う。
- ・ 関係者からの話に食い違いがないかどうか、確認しながら進める。
- ・ 情報提供者の秘密を厳守し、報復行為が起こらないように細心の注意を払う。

- ・聴取を終えた後は、担任が保護者に直接説明を行う。事案の内容や児童の様子により柔軟に対応し、対象児童に配慮をする。

⑤いじめ関係者への指導

※いじめを受けている児童への対応

姿勢本格的な	<ul style="list-style-type: none"> ・如何なる理由があっても、いじめられた児童の立場に立ち、守り通すことを約束する。 ・児童の表面的な変化から解決したと判断せずに、時間をおいてから再び起こり得ることを想定しながら、支援を継続する。
確認実の	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童が話しやすい教師等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや悲しさ、辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら 事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめは絶対に許さないことを訴え、今後の指導の仕方を伝える。 ・自分に自信が持てるように、児童の良さや優れているところを認め、励ましていく。 ・いじめの状況を判断し、いじめを行った児童とのこれからの関わり方や、行動の仕方を具体的に指導していく。 ・学校は簡単に解消したとは判断していないことや、再び起こることがないかどうかを継続して見ていくことを伝える。いつでも信頼できる先生に話をしてもよいことを伝え、また、いじめの相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導や励ましはしない。 ・いじめ解消に向けた環境整備や再発防止の取組について話を行い、理解を促す。
観察経過等	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間関係を支援する。

※いじめを行った児童への対応

姿勢本格的な	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に関しては毅然とした指導をする。 ・自分が行ったことを冷静に判断させ、どうすべきだったのかを猛省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、教育的な配慮のもとに指導を行う。
確認実の	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な指導から入るのではなく、教師は中立の立場で、しっかりとした事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入り、決して嘘やごまかしのない事実確認を行う。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、 他者の痛みが理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後どうしたらよいかを考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況が限度を超えると対策委員会で判断した場合、市の教育委員会と協議したり、警察機関の協力を求めたりして、厳しい対策をとることも必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・出席停止措置を講じた場合、その後の展望について指導プログラムを作成し、適切な指導を行うことが大切である。また、教育委員会や保護者との間で十分な共通理解、連携を図る。
観 経 察 過 等	<ul style="list-style-type: none"> ・日記などでの思いの交換や教育相談を定期的に行い、教師との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業、学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを引き出させていく。 ・周りや円滑な人間関係が結べているか絶えず見ていき、特にいじめの対象となった児童への対応はどうかを注意深く観察する。

※傍観したり周囲にいたりした児童への対応

な 基 指 本 導 的	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、必要に応じて学年集会等を開き、訴えていく。 ・いじめの問題に教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
確 事 認 実 の	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを報告することは、正しい行為であり、困っている人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを報告したことにより、自分がいじめの対象になるかもしれないと思っている児童に教師が徹底して守り通すことを約束する。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやしたてた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを受け止めさせる。 ・いじめを受けていた児童が、傍観していた児童をどのように思っていたかを考えさせ、そして、これからはどうしていけば良いのかを深く考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。その意見を参考にどこがどう悪かったのかを担任を中心に分析する
観 経 察 過 等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事の取組を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、アンテナを高くして継続した指導を行っていく。

〈2〉保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの事実確認がはっきりとするまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を控えてもらうようお願いする。
- ・指導が一旦済んだ後でも、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・電話でのやりとりでは真意が伝わらないことが多いので、必ず会って話をすること。

②いじめを行った児童の保護者との連携

- ・いじめを受けた児童の心情や思いに迫り、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指

導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

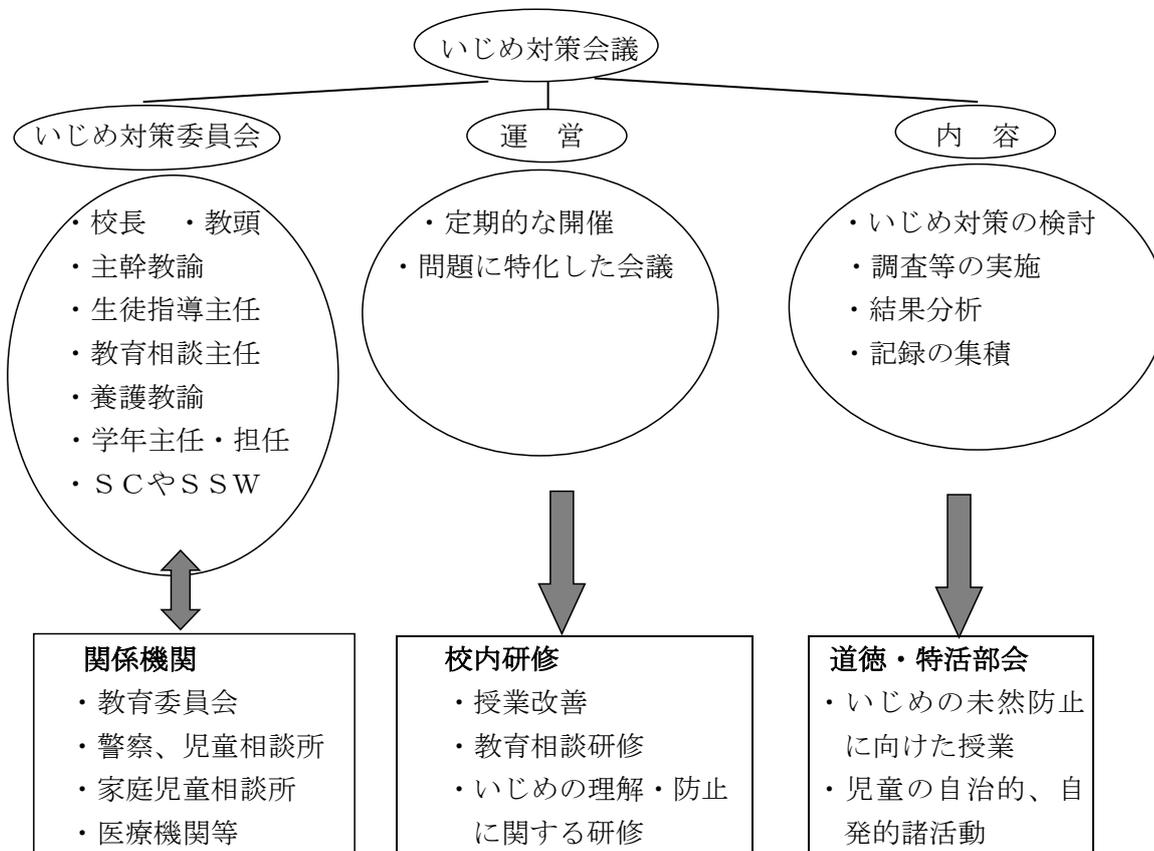
- ・事実を認めてもらえない、学校の指導を受け入れてもらえない保護者については、あらためて事実確認と指導方針、教師の児童に対する思いを示し、理解を求める。

VI いじめ問題へ組織的な対応について～

〈1〉組織対応の基本的な考え方

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ問題については、特化する委員会をつくる。
- ③各学級で起きていることをいじめ対策委員会や職員会議等で共有化し、学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

〈2〉いじめ対策委員会の会議



☆いじめの実態把握のため

- ・児童向け全校一斉アンケート（生活（いじめ）アンケート）の実施
- ・保護者用いじめSOSアンケートの実施
- ・児童用SOSチェックの実施
- ・教育相談週間、緊急教育相談の実施

※学級の中や他学年との間で発生したり、他校生との間で発生したりするなど多岐にわたるケースが考える。基本的には上記のメンバーであるが、事案により柔軟にメンバーを編成する。

***いじめ防止に関わる年間計画**

月	指導内容
4月	<p>※学級、学年開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、学年、学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことを伝える。
5月	<p>※希望懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫か、家庭での様子などの話を聴く。少しでも異変の兆候、気になることがあれば、管理職・学年主任・生徒指導に相談する。
6月	<p>※いじめSOSアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の姿の中で気にかかることがないかを保護者からのチェックを依頼し、気になることの情報交換をする。 <p>※こころのアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の中で困っていることやいじめがないか児童自身に振り返らせる。 <p>※児童の実態チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での姿から、気にかかることがないかを担任がチェックをし、児童の様子を確認する。 <p>※教育相談週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述の3つのアンケートをもとに、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを聞く。困っていることがあれば誰にでも、どの先生に相談しても構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。問題点についてはチームでアセスメントし対応する。 <p>※音楽会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
7月	<p>※個別懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の様子を保護者に伝え、家庭での様子、気にかかる点について情報交換をする。 <p>※学級経営録の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童個々の1学期の現状を分析し、課題・問題点の見直しをする。
夏季休業中	<p>※いじめ防止の研修会を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が講師の話を聞き、多岐にわたる事案を研修、参考とする。 <p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
10月	<p>※運動会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと協力し、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。 <p>※いじめSOSアンケート</p> <p>※こころのアンケート</p> <p>※児童の実態チェック</p> <p>※教育相談週間</p>

1 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の3つのアンケートをもとに、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを聞く。困っていることがあれば誰にでも、どの先生に相談しても構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。 <p>※人権週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級、学年、学校全体の児童の様子をもとに、人権週間に向けて、いじめや人権問題についての課題の整理と実践への方向性の検討を行う。
1 2月	<p>※学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、職員へ学校評価アンケートを配布し、生徒指導・いじめ対応についての振り返りとする。 <p>※学級経営録の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童個々の2学期の現状を分析し、課題・問題点の見直しをする。
冬季休業中	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。 ・ 学級経営についての見直しと検討
2月	<p>※いじめSOSアンケート</p> <p>※こころのアンケート</p> <p>※児童の実態チェック</p> <p>※教育相談週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の3つのアンケートをもとに、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを聞く。困っていることがあれば誰にでも、どの先生に相談しても構わないことを伝える。春季休業中の現状分析にも活用する。
3月	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の現状を分析し、来年に向けての問題点の掘り起こしをする。 <p>※6年生を送る会・卒業式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。 <p>※学級経営録の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童個々の1年の現状を分析し、課題・問題点の見直しをする。